

○霧島市放課後児童健全育成事業の届出等に関する要綱

平成27年11月6日

告示第287号

(趣旨)

第1条 この告示は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「法規則」という。）に定めるもののほか、法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業（以下「事業」という。）に関し、法第34条の8第2項、第3項及び第4項に規定する放課後児童健全育成事業の届出等について必要な事項を定めるものとする。

(事業開始の届出)

第2条 本市の市域において放課後児童健全育成事業を行う者（以下「事業者」という。）は、法第34条の8第2項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業開始届（第1号様式）により市長に届け出なければならない。

2 前項に規定する届出には、収支予算書及び事業計画書を添付しなければならない。ただし、市長が、インターネットを利用してこれらの内容を確認することができる場合は、この限りでない。

(事業変更の届出)

第3条 事業者は、前条第1項の規定により届け出た事項に変更を生じたときは、法第34条の8第3項の規定に基づき、当該変更の日から1か月以内に、放課後児童健全育成事業変更届（第2号様式）に市長が必要と認める書類を添えて市長に届け出なければならない。

(事業の廃止・休止の届出)

第4条 事業者は、放課後児童健全育成事業を廃止し、又は休止しようとするときは、法第34条の8第4項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業廃止（休止）届（第3号様式）により市長に届け出なければならない。

(基準の遵守及び報告)

第5条 事業者は、霧島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年霧島市条例第45号。次条において「条例」という。）に定める基準を遵守しなければならない。

2 事業者は、死亡事故等の重大な事故が生じた場合は、放課後児童健全育成事業事故報告書（第4号様式）により、速やかに市長に報告しなければならない。

(調査、立入調査等)

第6条 市長は、条例で定める基準を維持するため、法第34条の8の3第1項の規定に基づき、事業者に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその事業を行う場所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 市長は、放課後児童健全育成事業が条例で定める基準に適合しないと認めるときは、法第34条の8の3第3項の規定に基づき、その事業者に対して、当該基準に適合するために必要な措置を命ずることができる。
- 3 市長は、事業者が、法若しくは法に基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分に違反したとき又は事業に関し不当に営利を図り、又は事業に係る児童の処遇につき不当な行為をしたときは、法第34条の8の3第4項の規定に基づき、その者に対し、事業の制限又は停止を命ずることができる。
- 4 第1項の規定による質問又は立入検査を行う場合においては、当該職員は、法規則様式第13号の3に規定する身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求されたときは、これを提示しなければならない。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、放課後児童健全育成事業の届出等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この告示は、平成27年11月6日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

(事業開始の届出に関する経過措置)

第2条 この告示の施行の際、現に法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行っている事業者は、第2条に規定する事業開始の届出を、この告示の施行の日から起算して3か月以内に行わなければならない。

第1号様式（第2条関係）

放課後児童健全育成事業開始届

年 月 日

霧島市長 殿

事業者

住所（法人の場合は主たる事務所の所在地）

氏名（法人名及び代表者の氏名） ㊤

児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を開始するので、同法第34条の8第2項及び児童福祉法施行規則第36条の32の2第1項の規定に基づき届け出ます。

事業の内容	
経営者の氏名及び住所 （法人であるときは、 その名称及び主たる 事務所の所在地）	
職員の定数	職員数： 名（放課後児童支援員： 名、補助員： 名、 その他（事務職員等）： 名）
施設の名称	
施設の種別	
施設の所在地	
建物その他設備の 規模及び構造	専用区画： m ² [1人当たり： m ²] 合計： m ² その他： m ² 建物の構造： 造、建物の階数： 階建の階
事業開始の予定年月日	
添付書類	<input type="checkbox"/> 定款その他の基本約款 <input type="checkbox"/> 運営規程 <input type="checkbox"/> 主な職員の氏名及び経歴（名簿等を添付） <input type="checkbox"/> 職務の内容（上記の名簿等に記載） <input type="checkbox"/> 建物その他設備の図面（平面図等を添付） <input type="checkbox"/> 収支予算書及び事業計画書（ただし、市長が、インターネットを利用してこれらの内容を閲覧できる場合は、添付不要。）

第2号様式（第3条関係）

放課後児童健全育成事業変更届

年 月 日

霧島市長 殿

事業者

住所（法人の場合は主たる事務所の所在地）

氏名（法人名及び代表者の氏名） ㊞

年 月 日に事業開始の届出を行った事業について、次のとおり変更したので、児童福祉法第34条の8第3項の規定に基づき届け出ます。

施設 の 名 称	
施設 の 所 在 地	
変 更 す る 事 項 （ 該 当 す る 事 項 の 番 号 に ○ を 付 け る こ と 。 ）	1 事業の種類及び内容 2 経営者の氏名及び住所 3 定款その他の基本約款 4 運営規程 5 職員の定数及び職務内容 6 主な職員の氏名及び経歴 7 施設の名称 8 施設の種類 9 施設の所在地 10 建物その他の設備の規模及び構造並びにその図面 11 事業開始の予定年月日 12 その他（ ）
変 更 内 容 （ 「 変 更 す る 事 項 」 欄 に お い て ○ を し た 番 号 に 応 じ て 記 載 す る こ と 。 ）	変 更 前
	変 更 後
事 業 変 更 年 月 日	

（備考） 変更する事項の事実関係を確認できる書類を添付すること。

第3号様式（第4条関係）

放課後児童健全育成事業廃止（休止）届

年 月 日

霧島市長 殿

事業者

住所（法人の場合は主たる事務所の所在地）

氏名（法人名及び代表者の氏名） ㊞

年 月 日に事業開始の届出を行った事業について、次のとおり廃止（休止）するので、児童福祉法第34条の8第4項及び児童福祉法施行規則第36条の32の3の規定に基づき届け出ます。

施設 の 名 称	
施設 の 所 在 地	
経営者の氏名及び住所	
事業廃止又は 休止の年月日	
休止予定期間 (該当する場合のみ)	
廃止又は休止の理由 (具体的に)	
現に便宜を受けている 児童に対する措置 (具体的に)	

第4号様式（第5条関係）

放課後児童健全育成事業事故報告書

年 月 日

自治体名							クラブ名		
所在地 (電話番号)							開設年月日	年 月 日	
設置者							運営者		
登録児童数 (人)	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	その他	計	
支援員及び補助員数(人)			支援員 人		補助員 人				
クラブの実施場所	学校の余裕教室 ・ 学校敷地内専用施設 ・ 児童館 その他 ()								
事故やケガの防止に向けた 対応マニュアルの作成の有無	有 ・ 無								
事故発生日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分								
事故発生場所									
事故発生時の 活動内容									
事故発生時の 体制	児童 人		支援員 人		補助員 人		(備考)		
児童の年齢等	小学 年生・ 歳 (男・女)				利用開始年月日 年 月 日				
児童の病状・ 死因等 (既往症)									
発生状況 (当日来所時からの健康状況、発生後の処置を含め、可能な限り詳細に記入すること。)	日時	内 容							
発生後の対応 (報道発表予定)									

(備考) 発生状況欄は適宜広げて記載すること。なお、直近の指導監査の状況報告があれば添付し、施設の基本情報等に記載があるものは様式内の記載を省略することができる。

第1号様式 (第2条関係)

第2号様式 (第3条関係)

第3号様式 (第4条関係)

第4号様式 (第5条関係)